

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	令和5年5月1日 18時50分ごろ
発生場所	京浜港横浜第5区横浜根岸第5号灯標 （概位 北緯35°23.9′ 東経139°39.8′）
事故の概要	液化ガスばら積船第三広 ^{こうしょう} 祥丸は、根岸水路を南東進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	令和5年6月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	液化ガスばら積船 第三広祥丸、749トン
船舶番号、船舶所有者等	143669、大柿海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船首ハンドレールに曲損等 灯標 不詳
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：18時27分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、空船で、三重県四日市港に向け、京浜港横浜第5区の企業専用栈橋を離棧し、機関長が主機のテレグラフ操作につき、船長が、レーダーを作動させ、視界が良かったので目視のみで見張りを行いながら操船し、増速しながら航行を始めた。 船長は、南本牧ふ頭に着岸する大型船が根岸水路を南方から北方に横切っていたので、根岸水路の南側を航行しようと思い、同水路の横浜根岸第7号灯浮標（以下、灯標及び灯浮標については、「横浜根岸」を省略する。）に接近したのち、根岸水路に沿って南東進を始め、船首方に航行の支障となるものはないと思い、左舷船首方となった大型船の着岸状況を眺めながら航行を続けていたところ、本船の船首部が第5号灯標に衝突した。 第5号灯標は、令和4年5月25日に他船が衝突して損傷したが修理されず、灯光が消灯し、仮灯（Fl G 3s）が設置されている旨の航行警報が海上保安庁から発表されており、船長は、同灯標の衝突事故を知っていたが、灯光が消灯し、仮灯が設置されていることを知らず、夜間は通常どおり点灯していると思っており、本事故当時、仮灯に気付かなかった。
分析	本船は、根岸水路を南東進中、船長が、船首方に航行の支障になる

	ものはないと思い、左舷船首方の大型船の着岸状況に意識を向けて南東進を続けたことから、第5号灯標の存在に気付かず、同灯標に衝突したものと考えられる。 船長は、第5号灯標に向かう進路となった際、第5号灯標の灯光が消灯し、仮灯が設置されていることを知らなかったことから、第5号灯標の仮灯を認識できなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が根岸水路を南東進中、船長が、船首方に航行の支障になるものはないと思い、左舷船首方の大型船の着岸状況に意識を向けて南東進を続けたため、第5号灯標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、入出港する海域について、事前に水路通報や航行警報を入手し、当該海域の状況を把握しておくこと。 ・ 船長は、夜間にふくそう海域を航行する場合には、レーダー等の航海計器を適切に使用して見張りを行い、可能ならば見張りを増員すること。